

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）について

平成21年1月16日
自治振興課

1 制度概要

(1) 目的

住民サービスの向上と行政事務の簡素化、効率化を図るため、各市町村において居住関係を公証する住民基本台帳を電気通信回線でネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたもの。

(2) 根拠

平成11年8月18日、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）を一部改正する法律」（電気通信回線の利用に関する条文の追加、本人確認情報の処理及び利用等に関する章の新設等）の公布により制度化。

(3) 施行の経緯

① 平成14年8月5日 第一次稼働 . . . 住基ネットの基本的部分の運用

ア 本人確認情報の通知（法第30条の5第1項）

. . . 氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、付随情報

※付随情報…氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードの変更年月日、理由

[市町村 → 都道府県 → 指定情報処理機関] の順に通知

※指定情報処理機関…都道府県の本人確認情報の処理事務の一部を行うため、総務大臣により指定された機関。都道府県は事務の一部をその機関に委託することができ、全国の都道府県が委託している。財団法人地方自治情報センターがその機関として指定されている。

イ 行政機関への本人確認情報の提供（法第30条の7第3項ほか）

提供先、利用可能事務を法律又は条例で規定することより、本人確認情報の閲覧が可能

→申請や届出の際に住民票の写しの提出が不要

例) 旅券の発給申請/厚生年金、国民年金等の支給/恩給、共済年金の支給 等

鳥取県では、平成14年に鳥取県住民基本台帳法施行条例が制定され、平成16年に本人確認情報を利用することができる事務として、11の事務が規定された（現在は9）

ウ 住民票コードの住民票への記載（法第7条第13号）

② 平成15年8月25日 第二次稼働 . . . 住基ネットの本格的な運用

ア 住民票の写しの広域交付（法第12条の4）

全国どこの市町村でも住民票の写しの交付を受けることが可能

イ 転入転出手続の簡素化（法第24条の2）

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、窓口に行くのは転入時の1回のみ

ウ 住民基本台帳カードの交付（法第30条の44）

パソコン、インターネットを通じた電子申請が可能（e-TAX 等）

市町村が行う独自サービスに利用（証明書自動交付機、公共施設の予約 等）

公的な身分証明書として活用可能

2 個人情報保護のための措置

- ・ 制度面：利用目的の制限（法第30条の30）、目的外利用の禁止（法第30条の34）、関係職員の秘密保持などの義務づけ（法第30条の17、第30条の31、第30条の35）、罰則（法第42条）…2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・ 技術面：専用回線の利用、ファイアウォール等により外部からの不正侵入等を防止

(参考)

平成20年3月6日最高裁判決（平成19(オ)403号ほか）において、以下の点から、住基ネットの法制度上・技術上の安全性が認められ、個人情報漏えいする具体的な危険はない旨の判決が出された。

<法制度上の安全性>

- ・住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われていること
- ・受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ・法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

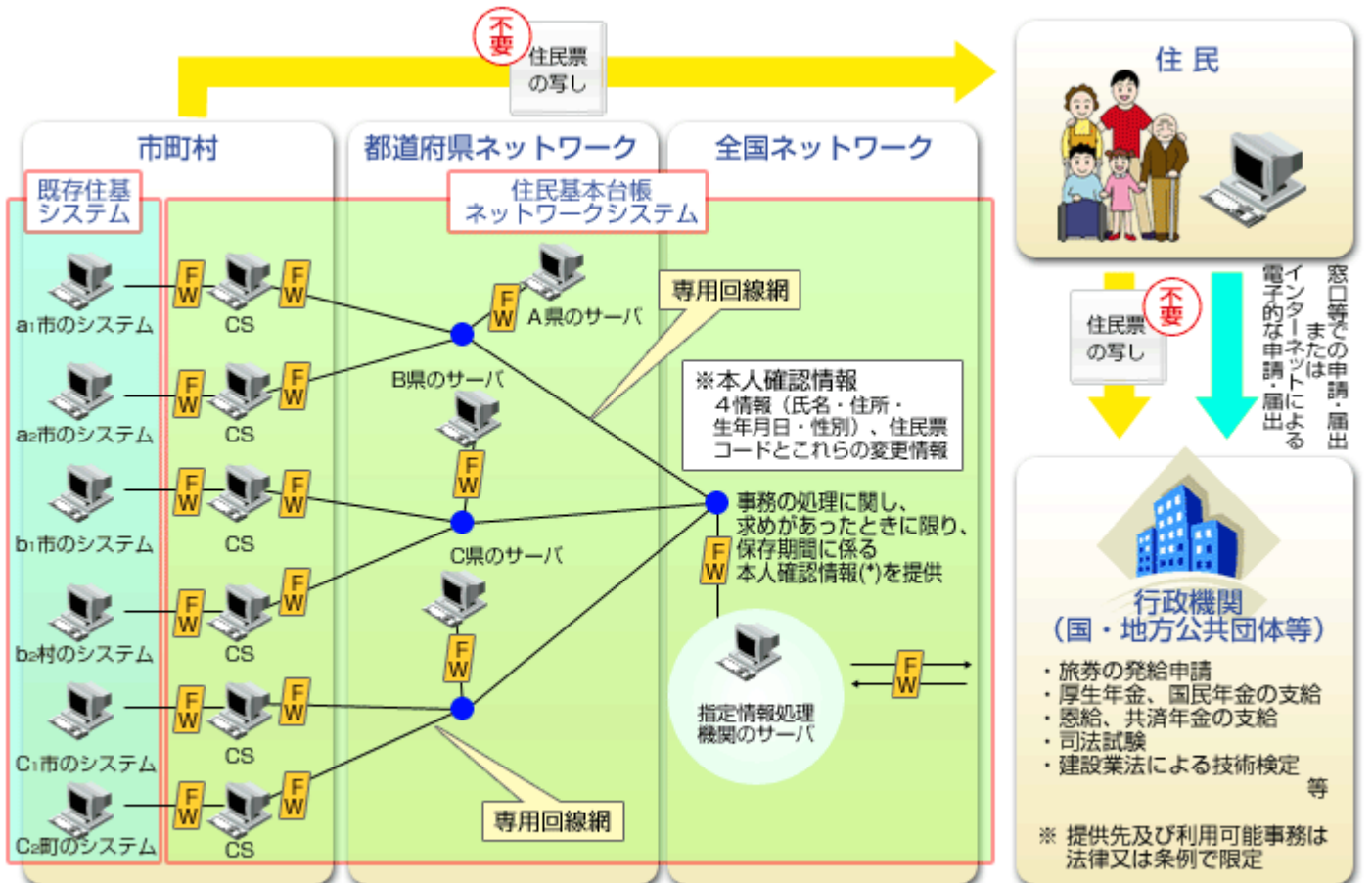
<技術上の安全性>

- ・住基ネットの構成機器等について相当厳重なセキュリティ対策が講じられていること
- ・人的側面でも人事管理、研修及び教育等種々の制度や運用基準が定められ実施されていること

※ 平成14年8月の稼働開始以来、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。

ただし、バックアップ用データの盗難、ファイル交換ソフトを通じた個人情報の流出等の事例は発生している。

3 住基ネットのイメージ（出典元：総務省ホームページ）



※ CS (コミュニケーションサーバ)・・・各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ

※ FW (ファイアウォール)・・・不正侵入を防止するコンピュータ